

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>（第一号措置に係る組織再編成の認可）</p> <p>第二十九条の三 法第八十条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）<u>第百七十八條第一項第六号</u>又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）<u>第六十九條第一項第二号</u>に掲げる書面</p>	<p>（第一号措置に係る組織再編成の認可）</p> <p>第二十九条の三 法第八十条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）<u>第百五十二條第一項第六号</u>又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）<u>第六十九條第一項第二号</u>に掲げる書面</p>

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二号第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号若しくは第八十条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第四百一条第一項第二号若しくは第四百四十二条第二号又は労働金庫法施行規則第六十二条第一項第二号若しくは第六十三条第一項第二号に掲げる書面

三〇七 (略)

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二号第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号若しくは第八十条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第一百五十一条第一項第二号若しくは第一百六十六条第二号又は労働金庫法施行規則第六十二条第一項第二号若しくは第六十三条第一項第二号に掲げる書面

三〇七 (略)